

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（ 〃 ）	1
○道路の区域変更（道路課）	2
○道路の供用開始（5件）（ 〃 ）	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（公園下水道課）	2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	2
○土地改良区の役員の退任（ 〃 ）	2

告 示

高知県告示第66号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和3年1月26日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日
南国厚生病院 南国市立田1180番地 令2・12・1

高知県告示第67号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和3年1月26日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
医療法人浦松会 南国市立田1180番地 令2・12・1
南国厚生病院

高知県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年1月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月26日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路線名 195号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市土佐山田町杉田字東川ナロ902番から	前	10.9	142
		18.4	
香美市土佐山田町杉田字東川ナロ1084番1まで	後	11.1	142
		19.1	

高知県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年1月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月26日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路線名 439号
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
長岡郡大豊町西峰字葛谷ノ下タ4723番4から 長岡郡大豊町西峰字葛谷ノ下タ3078番3まで	110	令和3年1月26日

高知県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年1月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月26日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路線名 441号
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市西土佐中半字江崎163番1から 四万十市西土佐中半字仲谷山605番4まで	266	令和3年1月26日

高知県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年1月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月26日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 西土佐松野
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市西土佐津野川字川口1番1から 四万十市西土佐津野川字城平15番まで	135	令和3年1月26日

高知県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年1月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市土佐山弘瀬字羽土原119番	22	令和3年1月26日

高知県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年1月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
須崎市上分字柏原乙2485番1から 須崎市上分字柏原乙2475番まで	77	令和3年1月26日

高知県告示第74号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年1月26日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施行者の名称
香美市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和58年10月高知県告示第693号高知広域都市計画下水道事業（香美市公共下水道）
- 3 事業施行期間
昭和58年10月25日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大方町国営土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和3年1月26日

高知県知事 濱田 省司

役名 氏名 住所
(退任)

- 理事 大西 康夫 幡多郡黒潮町浮鞭2011番地
- ” 中川 洲明 ” ” ” 3570番地1
- ” 中澤 智宏 ” ” ” 入野2997番地
- ” 文野 勳 ” ” ” 2309番地
- ” 吉尾 正秀 ” ” ” 田野浦877番地
- ” 萩森 未喜 ” ” ” 875番地
- ” 福井 正一 ” ” ” 出口150番地
- ” 濱村 博 ” ” ” 131番地
- ” 大西 勝也 ” ” ” 入野6528番地11
- ” 松田 春喜 ” ” ” 6528番地2
- 監事 森 博秀 ” ” ” 浮鞭1798番地
- ” 柿内 節男 ” ” ” 入野1961番地
- ” 吉尾 之宏 ” ” ” 田野浦852番地
- ” 西村 節男 ” ” ” 出口394番地1

- (就任)
- 理事 大西 康夫 幡多郡黒潮町浮鞭2011番地
 - ” 中川 洲明 ” ” ” 3570番地1
 - ” 中澤 智宏 ” ” ” 入野2997番地
 - ” 文野 勳 ” ” ” 2309番地
 - ” 吉尾 正秀 ” ” ” 田野浦877番地
 - ” 萩森 未喜 ” ” ” 875番地
 - ” 福井 正一 ” ” ” 出口150番地
 - ” 濱村 博 ” ” ” 131番地
 - ” 大西 勝也 ” ” ” 入野6528番地11
 - ” 松田 春喜 ” ” ” 6528番地2
 - 監事 森 博秀 ” ” ” 浮鞭1798番地
 - ” 柿内 節男 ” ” ” 入野1961番地
 - ” 吉尾 之宏 ” ” ” 田野浦852番地
 - ” 西村 節男 ” ” ” 出口394番地1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大方町国営土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

令和3年1月26日

高知県知事 濱田 省司

役名 氏名 住所
理事 大西 勝也 幡多郡黒潮町入野6528番地11